

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和6年  
10月4日  
(金曜日)

## 目次

○告示

道路の区域の変更（道路整備課）……………

道路の供用の開始（道路整備課）……………

急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）……………

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正（砂防課）……………

土砂災害警戒区域の指定の解除（砂防課）……………

土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）……………

○公告

特定開発行為に関する対策工事等の完了（砂防課）……………

開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………

○公安委告示

警備業法の一部を改正する法律附則第五条の規定による検定合格者審査の実施……………

## 山口県告示第二百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年十月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和六年十月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
路線名 宇賀山陽線  
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
山陽小野田市大字植生字坂本一三七八の一地先から同大字字大小森一三三九の一地先まで	旧	最狭 一三・二	八六・五	
同市七の一地先から同大字字大小森一三三五の一地先まで	新	最狭 二二・一	八八・〇	道路改良工事の完了による。

## 山口県告示第二百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和六年十月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

## 山口県告示第二百八十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和六年十月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 宇賀山陽線	山陽小野田市大字植生字坂本一三三七の一地先から同大字字大小森一三三九の一地先まで	令和六年十月五日

- 一 区域の名称  
山田(3)地区
- 二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
岩国市	通津	山田	一四五六の一	一号
〃	〃	〃	一〇八六一の一	二号
〃	〃	〃	一〇八六二の一	三号
〃	〃	〃	一四三六一	四号
〃	〃	〃	一四三四の一	五号
〃	〃	〃	一四三一の三	六号
〃	〃	〃	一四一二の一	七号
〃	〃	〃	一四五四	八号

**山口県告示第二百八十三号**

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十八年山口県告示第九百二十六号）の一部を次のように改正する。

令和六年十月四日

山口県知事 村岡 嗣政

長迫地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。  
 二 区域の範囲  
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を市道黄波戸駅道線西側境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
長門市	日置上	埴後	二〇五八	一号
〃	〃	〃	二〇五二の七	二号
〃	〃	〃	二〇八三の三	三号
〃	〃	於江湖	二〇八三の五	四号
〃	〃	〃	二〇八三の五	五号
〃	〃	〃	二〇八〇	六号

〃	〃	〃	二〇八〇	七号
---	---	---	------	----

**山口県告示第二百八十四号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第二百六十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年十月四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称  
山の田中央町(一)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

**山口県告示第二百八十五号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第二百六十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年十月四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称  
山の田中央町(一)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊  
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。〕



(一八二) 特定開発行為に関する対策工事等の完了

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十八条第三項の規定により、特定開発行為に関する対策工事等の完了を次のとおり公告します。

令和六年十月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下関市山の田中央町

二 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名

下関市武久町二丁目三番一号

株式会社プランハウス

(一八二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和六年十月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市潮音町六丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

光市島田二丁目二三番一〇号

株式会社ファノス



### 山口県公安委員会告示第三十四号

警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)附則第五条の規定により、検定合格者審査を次のとおり実施する。

令和六年十月四日

山口県公安委員会

一 審査を行う警備業務の種類及び級並びに審査の定員

(一) 種別及び級

空港保安警備業務(一級)、空港保安警備業務(二級)、施設警備業務(一級)、施設警備業務(二級)、交通誘導警備業務(一級)、交通誘導警備業務(二級)、核燃料物質等危険物運搬警備業務(一級)、核燃料物質等危険物運搬警備業務(二級)、貴重品運搬警備業務(一級)及び貴重品運搬警備業務(二級)

(二) 定員 三十人

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 令和六年十一月十二日(火曜日)の午前九時から正午まで

(二) 場所 山口市滝町一番一号 山口県警察本部

三 審査の対象者

警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。)附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。)第一条第一項に規定する検定(以下「旧検定」という。)に合格した者(次のいずれかに該当する者を除く。)

(一) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上である警備員

(二) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る旧規則第十二条第一項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上である者(一)に掲げる者を除く。)

四 審査の方法

学科試験及び実技試験により行うものとする。

五 審査申請書の受付期間及び時間

令和六年十月十五日(火曜日)から同月十八日(金曜日)までの午前九時から午後四時まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

六 審査申請書の提出先

(一) 山口県公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者

山口県内の最寄りの警察署

(二) 山口県公安委員会以外の公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者

山口県内の住所地を管轄する警察署又はその者が警備員である場合におけるその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

七 提出書類

(一) 審査申請書(規則附則別記様式によること。)

(二) 添付書類

1 六の(二)に該当する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面又は山口県内の営業所に属することを疎明する書面

2 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)

3 旧規則第八条の合格証の写し

八 審査手数料

四千七百円に相当する山口県収入証紙を審査申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 その他

(一) 審査申請書は、審査申請書を提出することとなる警察署に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。